



6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 地域において多様な人材の地域福祉活動への参加が促進され、県全体の地域福祉の向上が図られる。

指標	指標名	市町村地域福祉計画の新規策定市町村数						指標の種類	
	指標式	市町村地域福祉計画策定市町村数						成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
	目標a			2	2	2	2	2	
	実績b		15	データ等の出典					
	東北 全国			厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」					
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									

指標	指標名	民生委員・児童委員をサポートする取組の実施市町村数						指標の種類	
	指標式	福祉協力員等の配置市町村数						成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
	目標a			2	2	2	1	0	
	実績b		18	データ等の出典					
	東北 全国			県地域・家庭福祉課調べ					
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 \_\_\_\_\_  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 \_\_\_\_\_

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性  
 市町村の地域福祉の取組の推進や将来に向けた地域福祉活動の人材の確保を図るためには、新たな取組が必要である。

住民ニーズに照らした事業の必要性  
 高齢化や人口減少に伴い、地域福祉活動に関わる住民が減少していくことが懸念されており、活動の活発化と参画する多様な人材に対するニーズは高いことから、本事業は必要である。

事業の県関与の必要性  
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの  
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

社会福祉法において、県が市町村の包括的な支援体制の取組に対して支援することが定められているとともに、地域共生社会の実現に向けて、県が民生委員・児童委員の候補者等の養成などに積極的に取り組んでいく必要がある。

政策評価委員会意見		重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
		重点事業 其他

重点事業 其他